

佐倉市告示第75号

令和6年能登半島地震による被災者に対する市税の申告等の期限の延長後の期限について、下記のとおり告示する。

令和6年6月19日

佐倉市長 西 田 三十五



記

佐倉市税賦課徴収条例（昭和34年条例第13号）第18条の2第2項の規定に基づく、令和6年1月23日付け佐倉市告示第6号において、別途告示で定めることとされている期日は、次に掲げる地域に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和6年7月30日までの間に到来するものについて、令和6年7月31日とする。

都道府県名	地 域
富山県	富山県
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町